

# 奈良市公報

## 号外第4号

平成20年 2月25日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

### 目次

#### 告 示

- 一般競争入札の実施…………… 1
- 奈良市公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示… 2
- 平成20年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領…………… 6
- 平成20年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領…………… 8
- 一般競争入札の実施……………10
- 農用地利用集積計画の縦覧……………11
- 放置自転車等の保管……………11
- 指定管理者の指定（48件）……………11
- 開発行為に関する工事の完了……………23
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出……………23
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………24
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出……………24
- 指定管理者の指定（3件）……………24
- 放置自転車等の保管……………25
- 指定管理者の指定（2件）……………25
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（2件）……………26
- 指定管理者の指定（2件）……………26
- 放置自転車等の保管……………27
- 指定管理者の指定（12件）……………27
- 開発行為に関する工事の完了……………30
- 指定管理者の指定（13件）……………30
- 地縁による団体の認可……………33
- 都市計画高度地区の変更……………34
- 都市計画防火・準防火地域の変更……………34
- 都市計画地区計画の決定……………34
- 放置自転車等の保管……………34
- 指定管理者の指定（2件）……………34
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始……………35
- 充当通知書の公示送達……………36
- 指定管理者の指定……………36
- 開発行為に関する工事の完了……………36
- 指定管理者の指定……………36
- 土地収用法の規定による裁決の申請があった旨の通知……………36
- 道路の位置指定（2件）……………37

- 住居表示を実施すべき区域等の決定……………37
- 指定管理者の指定……………37
- 奈良市転害門前観光駐車場の臨時開場……………38
- 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定……………38
- 障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の指定辞退……………38
- 開発行為に関する工事の完了……………38
- 街区の区域変更……………38

### 告 示

#### 奈良市告示第673号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

#### 1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 鴻ノ池陸上競技場施設整備工事
- (2) 工 事 場 所 奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号
- (3) 工 期 契約の日から平成21年2月20日まで
- (4) 工 事 概 要 メインスタンド建物内部改修工事 一式  
メインスタンド建物外部改修工事 一式  
スタンド観客席ゾーン改修工事 一式  
外構廻り・その他周辺屋外改修工事 一式  
主競技場整備工事 一式  
補助競技場整備工事 一式
- (5) 予 定 価 格 1,142,390千円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (6) 最低制限基準価格 856,792千円（消費税及び地方消費税を除く。）

#### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

2社、3社または4社による特定建設工事共同企業体（市内に本店を有する建設業者で構成されるものに限る。）で、その各構成員が次の各号に定める基準をすべて満たすものであること。

- (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市における競争入札参加資格建築一式工事の等級

がAに格付されていること。

(3) 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「建築一式工事」の平均完成工事高が、予定価格の「1／構成員数」以上のものであること。

(4) 当該工事に次の専任技術者が配置できること。

ア 代表者  
建築及び土木の監理技術者を各1名配置できること。

イ 代表者以外の構成員  
一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者が配置できること。

(5) 構成員の出資比率の最低限度は、均等割の10分の6とし、その代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(6) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(7) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。

3 設計図書等を示す場所及び日時

(1) 日時  
平成19年12月17日から平成20年1月29日まで（奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 奈良市総務部監理課  
なお、設計図書等は、貸出し又は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時  
奈良市役所 入札室  
平成20年1月30日 午前9時40分

5 入札保証金に関する事項  
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

6 郵便入札に関する事項

(1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便

(2) 入札書の到達期限 平成20年1月29日

(3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留

(4) 郵便入札の無効

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札

ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

エ 入札書に記名押印のない入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札

書又は必要書類が同封されていない入札書

ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

7 入札参加申請

(1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書（共同連帯施工型）

ウ 委任状

エ 配置予定技術者の資格等を証するものの写し  
代表者 監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証  
代表者以外の構成員 一級技術検定合格証明書もしくは認定書

オ 配置予定技術者が入札参加申請のあった日以前3ヶ月以上の雇用関係が確認できるものの写し（健康保険被保険者証等）

カ 直近の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（各構成員）

(2) 入札参加申請方法  
平成19年12月17日から12月21日までの午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、奈良市総務部監理課に(1)の書類を持参してください。

8 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関  
入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知  
平成19年12月28日までに、共同企業体の代表者に通知します。

9 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部監理課  
電話 0742-34-4743  
(平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第674号**

奈良市公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

奈良市公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する要綱の一部を改正する告示

奈良市公共工事に関する入札及び契約の過程並びに契約

の内容の公表に関する要綱（平成14年奈良市告示第506号）の一部を次のように改正する。

別表中一般競争入札の部1の項中「入札控室」を「閲覧室」に改め、同部中

3 入札者の商号又は名称及び入札金額	開札録（別記第2号様式）	開札後	監理課及び工事主管課	を
4 落札者の商号又は名称及び落札金額	開札録	落札後	監理課及び工事主管課	
5 予定価格、入札書比較価格、最低制限価格又は最低制限比較価格	入札公告文	入札の公告後	入札控室	

3 入札者（総合評価一般競争入札の入札者を除く。）の商号又は名称及び入札金額	開札録（別記第2号様式）	開札後	監理課及び工事主管課	に、
4 落札者の商号又は名称及び最低制限価格並びに落札金額	開札録	落札後	監理課及び工事主管課	
5 予定価格、入札書比較価格、最低制限基準価格又は最低制限基準比較価格	入札公告文	入札の公告後	閲覧室	

11 契約金額	契約内容調書	契約締結後	工事主管課	を
---------	--------	-------	-------	---

11 契約金額	契約内容調書	契約締結後	工事主管課	に
12 総合評価一般競争入札を行った場合における入札者の商号又は名称及び入札金額	開札調書（別記第3号様式の2）	開札後	監理課	
13 総合評価一般競争入札を行った場合における当該総合評価一般競争入札を行った理由	入札公告文	入札の公告後	工事主管課	
14 総合評価一般競争入札を行った場合における自治令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準	入札説明書	入札の公告後	工事主管課	
15 総合評価一般競争入札を行った場合における自治令第167条の10の2第1項の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	工事主管課	
16 総合評価一般競争入札を行った場合における自治令第167条の10の2第2項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	工事主管課	

改め、同表指名競争入札の部中

2 入札者の商号又は名称及び入札金額	開札録	落札後	監理課及び工事主管課	を
3 落札者の商号又は名称及び落札金額	開札録	落札後	監理課及び工事主管課	
4 予定価格、入札書比較価格、最低制限価格又は最低制限比較価格	開札録	落札後	監理課及び工事主管課	

2 入札者（総合評価指名競争入札の入札者を除く。）の商号又は名称及び入札金額	開札録	落札後	監理課及び工事主管課
3 落札者の商号又は名称及び最低制限価格並びに落札金額	開札録	落札後	監理課及び工事主管課
4 予定価格、入札書比較価格、最低制限基準価格又は最低制限基準比較価格	指名通知書	指名通知後	監理課及び工事主管課

に、

10 契約金額	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
---------	--------	-------	-------

を

10 契約金額	契約内容調書	契約締結後	工事主管課
11 総合評価指名競争入札を行った場合における入札者の商号又は名称及び入札金額	開札調書	開札後	監理課
12 総合評価指名競争入札を行った場合における当該総合評価指名競争入札を行った理由	入札公告文	入札の公告後	工事主管課
13 総合評価指名競争入札を行った場合における自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第3項により規定する落札者決定基準	入札説明書	入札の公告後	工事主管課
14 総合評価指名競争入札を行った場合における自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第1項の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	工事主管課
15 総合評価指名競争入札を行った場合における自治令第167条の13において準用する自治令第167条の10の2第2項の規定により落札者となるべき者を落札者とせず他の者のうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とした場合におけるその者を落札者とした理由	開札録	落札後	工事主管課

に

改める。

別記第 3 号様式の次に次の 1 様式を加える。

第3号様式の2 (別表関係)

開札調書

1 件名




2 入札の種類

予 定 価 格 (消費税及び地方消費税を 除く。)	千円
最低制限基準価格 (消費税及び地方消費税を 除く。)	千円
最低制限価格 (消費税及び地方消費税を 除く。)	千円
最低制限価格 算 出 割 合	%

(単位 千円)

入札者の商号又は名称	第1回入札金額	入札者の商号又は名称	第1回入札金額
1		26	
2		27	
3		28	
4		29	
5		30	
6		31	
7		32	
8		33	
9		34	
10		35	
11		36	
12		37	
13		38	
14		39	
15		40	
16		41	
17		42	
18		43	
19		44	
20		45	
21		46	
22		47	
23		48	
24		49	
25		50	

--

年 月 日 時 分 入札室において執行	開札事務執行者  開札事務従事者  
---------------------------	---

附 則  
この告示は、平成19年12月17日から施行する。

(平成19年12月17日揭示済)



**奈良市告示第675号**

平成20年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

平成20年度奈良市建設工事等入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項の規定により、平成20・21年度において、奈良市が発注する建設工事、測量および建設コンサルタント等の競争入札に参加する者に必要な資格および申請方法を定めたので、競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により入札参加資格審査申請書を提出してください。

市内業者（市内に建設業法等に基づく本店を有する者）および準市内業者（市内に建設業法等に基づく支店等を有する者）については、今回は基準年受付となり、平成20年度・平成21年度の2年間の有効期間となります。なお、市外業者（市内に建設業法等に基づく本店および支店等を有しない者）については、追加年受付となり、平成20年度のみ有効期間となります。対象は、新規に申請される方および、平成19年2月に申請されなかった方です。

1 入札参加者の資格

- (1) 成年被後見人および被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成18・19年度分の市県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成19年度分が確定していない場合は、平成17・18年度分）および固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成18・19年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。

2 受付期間 平成20年2月14日（木）から同月29日（金）まで（土・日曜日を除く）

※送付分については、平成20年2月1日（金）から受付します。

3 受付時間 午前9時30分～正午、午後1時～午後4時

4 受付場所 奈良市役所庁舎北棟6階 第23会議室  
＜問い合わせ先＞

奈良市 総務部 監理課  
電話番号 0742-34-4743

5 申請方法 送付受付または持参としますが、準市内業者および市外業者は可能な限り送付申請してください。

（送付受付は2月29日までの消印・受付有効とします。後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。）

6 送付先 〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 総務部 監理課 工事入札担当

7 登録有効期間 (1) 市内業者・準市内業者

2年間（平成20・21年度）

(2) 市外業者

1年間（平成20年度）

8 有資格者の決定

資格審査の結果、その内容が適正であると認めたものを有資格者と決定します。

9 その他留意事項

- (1) 申請書の添付書類が不足している場合および記載内容が確認できない場合には受付しません。十分精査のうえ、期日までに提出してください。
- (2) 提出書類の内容と事実が相違していることが後日判明したときは、入札参加資格を取り消す場合があります。
- (3) 新規に申請された方は、原則として1年間は入札参加を留保いたします。
- (4) 関係書類提出後において、該当書類に変更が生じた場合はその都度、総務部監理課に変更届を提出してください。
- (5) 提出書類はひもとじ又はファイルとじにして提出してください。
- (6) 提出書類以外に必要なに応じて審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

10 提出書類

次の各業者区分に応じ、必要な書類を提出してください。

(1) 建設業者

建設業法第3条第1項の規定する建設業者で、かつ経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（平成18年10月1日から平成19年9月30日の間に審査基準日を有するもの）を受けている者

<市内業者>（市内に建設業法に基づく本店を有する者）

① 建設工事入札参加資格審査申請書（奈良市の様式）  
\*平成20年度より、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を受審した9業種（土木工、建築工、とび・土工工、電気工、管工、舗装工、塗装工、防水工、造園工）の中で、最大3業種までの申請となります。

② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（写し）（平成18年10月1日から平成19年9月30日の間に審査基準日を有するもの）

③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿および工事経歴書（写し）

④ 建設業許可通知書（写し）

⑤ 印鑑証明書（原本）（法人・個人とも発行日から3か月以内のもの）

⑥ 商業登記登記事項証明書（写し）（法人のみ）

⑦ 納税証明書（写し）

・法人 平成18・19年度分の法人市民税（ただし、入札参加資格審査申請時において平成19年度分が確定していない場合は、平成17・18年度分）および固定資産税に係るもの

- ・個人 平成18・19年度分の市県民税および固定資産税に係るもの
- ⑧ 国民健康保険納付証明書(写し)(個人業者のみで平成18・19年度分に係るもの)
- ※ 官公需適格組合(事業協同組合の場合)については、上記のほか、官公需適格組合の証明を受けていることを明らかにする書面、組合員名簿(組合員の商号又は名称、住所、電話番号および組合における役職名が記載されているもの)および審査対象とする組合員の②に掲げる書面を提出してください。

<準市内業者>(市内に建設業法に基づく支店等を有する者)

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省(地方整備局等)様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成18年10月1日から平成19年9月30日の間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ④ 工事経歴書
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可申請書[様式第一号及び別表(役員名・営業所・当該支店又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分)を含む写し]
- ⑦ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)
- ⑨ 商業登記登記事項証明書(写し)(法人のみ)
- ⑩ 納税証明書(写し)
  - ・法人 平成18・19年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成19年度分が確定していない場合は、平成17・18年度分)および固定資産税に係るもの
  - ・個人 平成18・19年度分の市県民税および固定資産税に係るもの

<市外業者>(市内に建設業法に基づく本店および支店を有しない者)

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省(地方整備局等)様式)
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(写し)(平成18年10月1日から平成19年9月30日の間に審査基準日を有するもの)
- ③ 経営規模等評価申請書類のうち、技術職員名簿(写し)
- ④ 工事経歴書
- ⑤ 営業所一覧表
- ⑥ 建設業許可申請書[様式第一号及び別表(役員名・営業所・当該支店又は営業所の有する許可業種を明らかにする部分)を含む写し]

- ⑦ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)
- ⑨ 商業登記登記事項証明書(写し)(法人のみ)
- ⑩ 法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写し)
  - ・法人 (その3)又は(その3の3)様式
  - ・個人 (その3)又は(その3の2)様式
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)で確認してください。

(2) 測量・建設コンサルタント等

- 1. 建設コンサルタント業者(建設コンサルタント登録規程による登録業者)
- 2. 測量業者(測量法による登録業者)
- 3. 建築設計業者(建築士法による登録業者)
- 4. 地質調査業者(地質調査業者登録規程による登録業者)
- 5. 補償コンサルタント業者(補償コンサルタント登録規程による登録業者)
- 6. その他(1~5以外で調査業務等について営業する者)

<市内業者・準市内業者・市外業者共通>

- ① 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(国土交通省(地方整備局等)様式)
- ② 業態調査書
- ③ 技術職員名簿
- ④ 営業に関し法律上必要とする登録の証明書(写し)
- ⑤ 財務諸表(直近1年度分)
  - なお、建設コンサルタント業者、地質調査業者および補償コンサルタント業者にあつては、現況報告書を必ず提出すること。
- ⑥ 営業所一覧表
- ⑦ 委任状(原本)(支店等に権限を委任する場合に限る)
- ⑧ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)
- ⑨ 商業登記登記事項証明書(写し)(法人のみ)
- ⑩ 納税証明書(写し)
  - ・市内業者および準市内業者
    - 法人 平成18・19年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成19年度分が確定していない場合は、平成17・18年度分)および固定資産税に係るもの
    - 個人 平成18・19年度分の市県民税および固定資産税に係るもの
  - ・市外業者
    - 法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写し)

- 法人 (その3) 又は(その3の3) 様式  
個人 (その3) 又は(その3の2) 様式
- ① 国民健康保険納付証明書(写し)(市内個人業者のみ・平成18・19年度分に係るもの)
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) で確認してください。

## (3) 建設工事関係の物品供給業者

- ① 申請書(奈良市の様式)
- ② 取扱品目一覧表
- ③ 年間平均取扱高・製造高(販売・納入先等実績)、経営規模(自己資本金、職員数、営業年数)等を示す書類
- ④ 印鑑証明書(原本)(法人・個人とも発行日から3か月以内のもの)
- ⑤ 商業登記登記事項証明書(写し)(法人のみ)
- ⑥ 納税証明書(写し)
- ・市内業者および準市内業者  
法人 平成18・19年度分の法人市民税(ただし、入札参加資格審査申請時において平成19年度分が確定していない場合は、平成17・18年度分)および固定資産税に係るもの  
個人 平成18・19年度分の市民税および固定資産税に係るもの
- ・市外業者  
法人税(個人業者の場合は所得税)に係る納税証明書(写し)  
法人 (その3) 又は(その3の3) 様式  
個人 (その3) 又は(その3の2) 様式
- ⑦ 国民健康保険納付証明書(写し)(市内個人業者のみ・平成18・19年度分に係るもの)
- ※ 税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) で確認してください。

(平成19年12月17日揭示済)

## 奈良市告示第676号

平成20年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領を次のように定めます。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

平成20年度奈良市物品購入等指名競争入札参加資格審査申請要領

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第2項の規定により、平成20年度において、奈良市が発注する物品の製造の請負、物件の買入れその他市長が定める契約等の指名競争入札に参加する者に必要な資格及び申請方法等を定めたので、指名競争入札に参加しようとする方は、以下の要領により指名競争入札参加資格審査申請書(物品購入等)を提出してください。

- 1 指名競争入札(見積り)に参加する者に必要な資格
- (1) 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成18・19年度分の市・県民税(法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成19年度分が確定していない場合、平成17・18年度分)及び固定資産税に係る滞納がないこと。
- (3) 平成18・19年度分の国民健康保険料の滞納がないこと。
- (4) 法令等の規定により営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する場合は、申請時において当該免許、許可、登録、認可等を受けていること。
- (5) 申請者から提出された別表第1に掲げる提出書類の審査によりその内容が適正と認められること。
- 2 受付期間及び時間
- (1) 受付期間  
平成20年2月14日(木)～平成20年2月29日(金)  
(日曜日及び土曜日を除く。)
- (2) 受付時間  
午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
- 3 受付場所及び申請方法
- (1) 受付場所 奈良市役所 北棟5階 監理課  
〈問い合わせ先〉奈良市総務部監理課  
TEL 0742-34-4743
- (2) 申請方法 送付または持参受付とします。  
(市内業者の方は持参受付のみになります。また、市外業者は可能な限り送付申請してください。)  
(送付受付は2月1日から2月29日までの消印・受付有効とします。)  
(後日、入札参加資格審査申請書の受領書を送付しますので、連絡先・担当者名を明記し、80円切手貼付の返信用封筒を同封してください。)
- 4 送付先  
〒630-8580  
奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 総務部監理課 物品入札担当
- 5 登録有効期間  
1年間(平成20年4月1日～平成21年3月31日)
- 6 その他留意事項
- (1) 本年度に申請された方は、原則として1年間は指名を留保します。
- (2) 入札参加資格申請書一式は、奈良市ホームページに掲載されます。又、ホームページをご覧になれない方については、総務部監理課窓口にあります(平成20年1月以降)が、送付でのお取り寄せはできません。
- (3) 提出書類はクリアフォルダー(A4 透明)に入れて提出してください。



別表第 1

提 出 書 類

番号	書類の名称	法人	個人	記載要領及び書類の説明
1	指名競争入札参加資格審査申請書（物品購入等） (様式第 1 号)	○	○	入札参加希望種目は別表第 2 の取扱種目一覧表より 1 種目を選択し記入してください。
2	指名競争入札参加資格審査申請調書 (様式第 2 号- 1) (様式第 2 号- 2)	○	○	
3	契約実績調書 (様式第 3 号)	○	○	過去 2 年間の官公庁及び民間での契約実績について、詳細に記入してください。
4	資格（技術）者等調書 (様式第 4 号- 1) (様式第 4 号- 2)	○	○	営業に関し免許、許可、登録、認可等を要する業者の方は、その免許等の写しを必ず添付してください。
例一警備業法による認定証・営業所設置届出・業務開始の届出、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録・院内清掃認定書等、消防設備士免状甲乙・点検資格者免状、電気工事士免状、毒物劇物一般販売登録票等の写しを必ず添付してください。				
5	使用印鑑届 (様式第 5 号)	○	○	奈良市との契約に際し、使用する印鑑を押印してください。
6	委任状 (様式第 6 号)	△		権限を代理人（支店長・営業所長等）に委任する場合 (注) 委任事項を限定するときは委任事項の内容で委任しない事項を抹消し、訂正印を押してください。また、追加事項があれば加えてください。
7	指名競争入札参加資格審査申請書受領書 (様式第 7 号)	○	○	住所・商号又は名称・代表者氏名を記入してください。
8	印鑑証明書（原本）	○	○	法人……法務局 個人……市町村
9	商業登記登記事項証明書（写し可）	○		法務局が証明するもの。
10	納税証明書（写し可） * 市内業者（本市に納税義務を有する者又は市外業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。）  ・市・県民税 （法人市民税） （最近 2 箇年分） ・固定資産税 （最近 2 箇年分）  * 市外業者（国税） 個人……所得税 （その 3 又はその 3 の 2） 法人……法人税 （その 3 又はその 3 の 3）	○	○	個人・法人 平成18・19年度分の市・県民税（法人市民税にあっては、入札参加資格審査申請時において平成19年度分が確定していない場合は平成17・18年度分）及び固定資産税 （市民税課で証明）  （税務署で証明）

納付証明書(写し可) *本市の国民健康保険料を賦課された者 ・国民健康保険料 (最近2箇年分)	○	個人 平成18・19年度分の国民健康保険料(平成19年度分は、証明願申請日までに納期限の到来しているもの) (国保年金課で証明)
(注) ・○印は、各業者の方が必ず提出するもの。 ・△印は、必要な業者の方のみが提出するもの。 ・番号9・10の書類については、複写を認めます。		

留意事項

- 1 申請書等の記載内容を確認できない場合、又は提出書類が不足している場合には受付できません。
- 2 この登録制度について、審査後は業者名簿に登録されますが、直ちに発注があるという制度ではありません。なお新規に登録された方は、当初1年間は入札指名を留保します。
- 3 提出書類の内容と事実が相違していることが後日に判明したときは、入札参加資格を取り消すことがあります。
- 4 各証明書及び謄本は、発行日から3箇月以内のものを提出してください。
- 5 使用印鑑届は、実印でなくてもよいが、入札及び見積りの参加並びに契約の締結、代金の請求・受領等に使用することとなるので十分留意してください。
- 6 書類を訂正する場合がありますので、できれば実印又は使用印鑑を持参してください。
- 7 納税証明書の申請には、印鑑(法人の場合には法人印)、納税義務者以外の者が申請をする場合には、納税義務者からの委任状が必要です。なお、納付証明書(市内個人業者のみ)の申請についても同様の手続きが必要です。
- 8 提出していただいた指名競争入札参加資格審査申請書類は、奈良市情報公開条例に基づき、開示請求があった場合は、開示の対象となります。

別表第2及び様式第1号から様式第7号まで省略  
(平成19年12月17日揭示済)

奈良市告示第677号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

1 入札に付する事項

水質改善下水道築造工事(公5)三条大路三丁目地内ほか21件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成19年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。

- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
  - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
  - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではないこと。  
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
- (1) 日時  
告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)
  - (2) 場所  
告示日から平成19年12月20日までは入札控室、同月21日以降は監理課窓口
- 4 入札の場所  
奈良市役所入札室
- 5 入札の日時  
別表のとおり
- 6 入札保証金に関する事項  
入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。
- 7 郵便入札に関する事項
- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
  - (2) 入札書の到達期限 承認書記載のとおり
  - (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
  - (4) 郵便入札の無効  
ア 入札に参加する資格のない者のした入札  
イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札  
ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

- エ 入札書に記名押印のない入札
- オ 入札金額を訂正した入札
- カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- ク 直接総務部監理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書
- ケ その他市長の定める入札条件に違反した入札

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成19年12月20日まで（奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成19年12月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市総務部監理課  
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成19年12月17日揭示済)

奈良市告示第678号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

1 農用地利用集積計画の縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市観光経済部農林課内

(平成19年12月17日揭示済)

奈良市告示第679号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成19年12月17日
- 3 移動対象区域  
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所  
奈良市大安寺西二丁目288-1  
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取時間  
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間  
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
  - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
  - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
    - ア 移動費 自転車 2,000円  
原動機付自転車 4,000円
    - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先  
奈良市市民生活部市民安全室地域安全課  
電話0742-34-1111代表

(平成19年12月17日揭示済)

奈良市告示第680号

奈良市自転車駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設
  - 奈良市中筋町31番地の18  
奈良市中筋自転車駐車場
  - 奈良市右京一丁目14番地  
奈良市高の原第一自転車駐車場
  - 奈良市朱雀三丁目23番地  
奈良市高の原第二自転車駐車場
  - 奈良市右京一丁目14番地  
奈良市高の原第三自転車駐車場
  - 奈良市右京一丁目12番地  
奈良市高の原第四自転車駐車場

- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市疋田町二丁目2-4  
関西美建株式会社  
代表取締役 高野 治
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 自転車駐車場の利用承認及び利用制限に関する事  
(2) 自転車駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する事  
(3) その他市長が定めること。  
(平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第681号**

奈良市済美地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市南京終町201番地の12  
奈良市済美地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市南京終町一丁目195番地  
済美地区自治連合会  
会長 吉田 佳弘
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市済美地域ふれあい会館の使用に関する事。  
(2) 奈良市済美地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(3) その他市長が定めること。  
(平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第682号**

奈良市柳生地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市丹生町847番地  
奈良市柳生地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市丹生町1337番地  
丹生町自治会  
会長 西久保 一則
- 3 指定管理者の指定の期間

- 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市柳生地域ふれあい会館の使用に関する事。  
(2) 奈良市柳生地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(3) その他市長が定めること。  
(平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第683号**

奈良市右京地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市右京三丁目18番地  
奈良市右京地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市右京二丁目2番地平城第2団地64-106  
右京地区自治連合会  
会長 加藤 博
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市右京地域ふれあい会館の使用に関する事。  
(2) 奈良市右京地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(3) その他市長が定めること。  
(平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第684号**

奈良市帯解地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市田中町342番地の1  
奈良市帯解地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市田中町290番地  
田中町自治会  
会長 小島 正純
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市帯解地域ふれあい会館の使用に関する事。  
(2) 奈良市帯解地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。



(3) その他市長が定めること。  
(平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第685号**

奈良市朱雀地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市朱雀二丁目12番地  
奈良市朱雀地域ふれあい会館
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市朱雀四丁目7番地の29  
朱雀地区自治連合会  
会長 四元 信義
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 奈良市朱雀地域ふれあい会館の使用に関すること。
    - (2) 奈良市朱雀地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
    - (3) その他市長が定めること。
- (平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第686号**

奈良市東市地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市古市町99番地の1  
奈良市東市地域ふれあい会館
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市古市町1843番地の5  
東市地区自治連合会  
会長 寺井 隆
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 奈良市東市地域ふれあい会館の使用に関すること。
    - (2) 奈良市東市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
    - (3) その他市長が定めること。
- (平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第687号**

奈良市左京地域ふれあい会館の指定管理者を指定したの

で、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市左京五丁目4番地の1  
奈良市左京地域ふれあい会館
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市左京三丁目6番地アルス高の原6-402  
左京地区自治連合会  
会長代行 馬之段 司
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 奈良市左京地域ふれあい会館の使用に関すること。
    - (2) 奈良市左京地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
    - (3) その他市長が定めること。
- (平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第688号**

奈良市青和地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市百楽園四丁目1番20-5号  
奈良市青和地域ふれあい会館
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市百楽園五丁目8番17号  
青和地区自治連合会  
会長 坂本 昌博
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 奈良市青和地域ふれあい会館の使用に関すること。
    - (2) 奈良市青和地域ふれあい会館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
    - (3) その他市長が定めること。
- (平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第689号**

奈良市佐保川地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭



- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市法蓮町391番地の4  
奈良市佐保川地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市法華寺町1132番地の3  
佐保川地区自治連合会  
会長 塚本 武利
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市佐保川地域ふれあい会館の使用に関する事  
(2) 奈良市佐保川地域ふれあい会館の施設及び附属設備  
の維持管理に関する事。  
(3) その他市長が定める事。  
(平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第690号**

奈良市辰市地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市西九条町二丁目2番地の44  
奈良市辰市地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市東九条町536番地の1  
辰市地区自治連合会  
会長 竹村 健
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市辰市地域ふれあい会館の使用に関する事。  
(2) 奈良市辰市地域ふれあい会館の施設及び附属設備の  
維持管理に関する事。  
(3) その他市長が定める事。  
(平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第691号**

奈良市月瀬地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市月ヶ瀬月瀬356番地の2  
奈良市月瀬地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬月瀬257番地

- 月瀬自治会  
会長 窪田 俊也
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市月瀬地域ふれあい会館の使用に関する事。  
(2) 奈良市月瀬地域ふれあい会館の施設及び附属設備の  
維持管理に関する事。  
(3) その他市長が定める事。  
(平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第692号**

奈良市西大寺北地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市西大寺東町一丁目1番15号  
奈良市西大寺北地域ふれあい会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市西大寺東町二丁目2番14号  
西大寺北地区自治連合会  
会長 尼崎 勝己
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の使用に関する事。  
(2) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の施設及び附属設備  
の維持管理に関する事。  
(3) その他市長が定める事。  
(平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第693号**

奈良市東之阪共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市東之阪町14番地の4  
奈良市東之阪共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市東之阪町416番地の45  
奈良市東之阪町自治会  
自治会長 山村 藤一
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市東之阪共同浴場の供用に関する事。
  - (2) 奈良市東之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (3) その他市長が定める事。
- (平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第694号**

奈良市西之阪共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市西之阪町29番地の1  
奈良市西之阪共同浴場
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市油阪町1番地の98  
奈良市西之阪町自治会  
自治会長 大橋 昌広
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 奈良市西之阪共同浴場の供用に関する事。
    - (2) 奈良市西之阪共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
    - (3) その他市長が定める事。
- (平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第695号**

奈良市横井共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市横井二丁目250番地の13  
奈良市横井共同浴場
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市横井五丁目444番地の1  
奈良市横井町自治連合会  
会長 榎木 晴彦
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

  - (1) 奈良市横井共同浴場の供用に関する事。
  - (2) 奈良市横井共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (3) その他市長が定める事。

(平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第696号**

奈良市古市西共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市古市町1503番地の1  
奈良市古市西共同浴場
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市古市町1367番地の10  
奈良市古市町自治連合会  
会長 中村 正治
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 奈良市古市西共同浴場の供用に関する事。
    - (2) 奈良市古市西共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
    - (3) その他市長が定める事。
- (平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第697号**

奈良市杏中共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市杏町386番地の1  
奈良市杏中共同浴場
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市杏町345番地  
奈良市杏中町自治会  
自治会長 阪原 重朝
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 奈良市杏中共同浴場の供用に関する事。
    - (2) 奈良市杏中共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
    - (3) その他市長が定める事。
- (平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第698号**

奈良市杏南共同浴場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条

例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市杏町85番地  
奈良市杏南共同浴場
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市杏町100番地の18  
奈良市杏南町自治会  
自治会長 豊澤 静雄
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 奈良市杏南共同浴場の供用に関すること。
    - (2) 奈良市杏南共同浴場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
    - (3) その他市長が定めること。
- (平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第699号**

奈良市杏南第一駐車場、奈良市杏南第二駐車場、奈良市杏南第三駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設
 

施設の名称	施設の所在地
奈良市杏南第一駐車場	奈良市杏町144番地
奈良市杏南第二駐車場	奈良市杏町79番地の1
奈良市杏南第三駐車場	奈良市杏町109番地
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市杏町100番地の18  
奈良市杏南町自治会  
自治会長 豊澤 静雄
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 駐車場の供用に関すること。
    - (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
    - (3) その他市長が定めること。
- (平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第700号**

奈良市横井第一駐車場、奈良市横井第二駐車場、奈良市横井第三駐車場、奈良市横井第四駐車場、奈良市横井第五駐車場、奈良市横井第六駐車場の指定管理者を指定したの

で、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設
 

施設の名称	施設の所在地
奈良市横井第一駐車場	奈良市横井五丁目338番地の8
奈良市横井第二駐車場	奈良市横井一丁目114番地の1
奈良市横井第三駐車場	奈良市横井一丁目625番地の4
奈良市横井第四駐車場	奈良市横井一丁目712番地の1
奈良市横井第五駐車場	奈良市横井一丁目620番地の3
奈良市横井第六駐車場	奈良市横井一丁目637番地の5
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市横井五丁目444番地の1  
奈良市横井町自治連合会  
会長 榎木 晴彦
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 駐車場の供用に関すること。
    - (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
    - (3) その他市長が定めること。
- (平成19年12月17日揭示済)

**奈良市告示第701号**

奈良市八条第一駐車場、奈良市八条第二駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設
 

施設の名称	施設の所在地
奈良市八条第一駐車場	奈良市八条一丁目792番地の4
奈良市八条第二駐車場	奈良市八条一丁目781番地の1
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市八条一丁目812番地の2  
奈良市八条第二自治会  
自治会長 森本 正美
- 3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成19年12月17日揭示済)

奈良市告示第702号

奈良市西之阪第一駐車場、奈良市西之阪第二駐車場、奈良市西之阪第三駐車場、奈良市西之阪第四駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者を指定する公の施設

施設の名称	施設の所在地
奈良市西之阪第一駐車場	奈良市西之阪町38番地の3
奈良市西之阪第二駐車場	奈良市油阪町1番地の107
奈良市西之阪第三駐車場	奈良市西之阪町40番地の1
奈良市西之阪第四駐車場	奈良市西之阪町14番地の1

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市油阪町1番地の98  
奈良市西之阪町自治会  
自治会長 大橋 昌広

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成19年12月17日揭示済)

奈良市告示第703号

奈良市杏中第一駐車場、奈良市杏中第二駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者を指定する公の施設

施設の名称	施設の所在地
奈良市杏中第一駐車場	奈良市杏町275番地の4
奈良市杏中第二駐車場	奈良市杏町277番地の1

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市杏町345番地  
奈良市杏中町自治会  
自治会長 阪原 重朝

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成19年12月17日揭示済)

奈良市告示第704号

奈良市東之阪駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月17日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市川上町411番地の1  
奈良市東之阪駐車場

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市東之阪町416番地の45  
奈良市東之阪町自治会  
自治会長 山村 藤一

3 指定管理者の指定の期間

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設その他の工作物の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成19年12月17日揭示済)

奈良市告示第705号

奈良市老人福祉センター「東老春の家」、「西老春の家」及び「北老春の家」の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市法蓮町1702番地の1  
奈良市老人福祉センター「東老春の家」  
奈良市百楽園一丁目9番13号  
奈良市老人福祉センター「西老春の家」  
奈良市右京一丁目1番地の4  
奈良市老人福祉センター「北老春の家」



<p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 会長 野崎 善男</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲 (1) 奈良市老人福祉センター条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。 (2) 奈良市老人福祉センターの使用承認及び使用制限に関する事。 (3) 奈良市老人福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。 (4) その他市長が定める事。 (平成19年12月18日揭示済)</p>	<p>奈良市鳥見老人憩の家</p> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市鳥見町四丁目4番地の3 27-302号 奈良市鳥見喜楽会 会長 片岡 直彦</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲 (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。 (2) 奈良市鳥見老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。 (3) 奈良市鳥見老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。 (4) その他市長が定める事。 (平成19年12月18日揭示済)</p>
<p><b>奈良市告示第706号</b> 奈良市東里老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。 平成19年12月18日 奈良市長 藤原 昭</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市須川町776番地 奈良市東里老人憩の家</p> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市須川町2248番地 奈良市東里地区万年青年クラブ連合会 会長 有埜 悦雄</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲 (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。 (2) 奈良市東里老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。 (3) 奈良市東里老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。 (4) その他市長が定める事。 (平成19年12月18日揭示済)</p>	<p><b>奈良市告示第708号</b> 奈良市鶴舞老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。 平成19年12月18日 奈良市長 藤原 昭</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市鶴舞東町1番79号 奈良市鶴舞老人憩の家</p> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市鶴舞西町1番11-104号 奈良市学園北地区万年青年クラブ連合会 会長 狩野 睦子</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲 (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。 (2) 奈良市鶴舞老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。 (3) 奈良市鶴舞老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。 (4) その他市長が定める事。 (平成19年12月18日揭示済)</p>
<p><b>奈良市告示第707号</b> 奈良市鳥見老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。 平成19年12月18日 奈良市長 藤原 昭</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市鳥見町四丁目4番地</p>	<p><b>奈良市告示第709号</b> 奈良市登美ヶ丘老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。 平成19年12月18日 奈良市長 藤原 昭</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設</p>



<p>奈良市中登美ヶ丘一丁目1994番地の3 奈良市登美ヶ丘老人憩の家</p> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市登美ヶ丘三丁目6番15号 奈良市登美ヶ丘地区万年青年クラブ連合会 会長 栗山 和義</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲 (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。 (2) 奈良市登美ヶ丘老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。 (3) 奈良市登美ヶ丘老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。 (4) その他市長が定める事。 (平成19年12月18日揭示済)</p>	<p>1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市杏町387番地の12 奈良市杏中老人憩の家</p> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市杏町342番地 奈良市杏中町万年青年クラブ 会長 坂本 正文</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲 (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。 (2) 奈良市杏中老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。 (3) 奈良市杏中老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。 (4) その他市長が定める事。 (平成19年12月18日揭示済)</p>
<p><b>奈良市告示第710号</b> 奈良市横井老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。 平成19年12月18日 奈良市長 藤原 昭</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市横井一丁目620番地の1 奈良市横井老人憩の家</p> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市横井二丁目156番地 奈良市横井老話会万年青年クラブ 会長 平野 哲夫</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲 (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。 (2) 奈良市横井老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。 (3) 奈良市横井老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。 (4) その他市長が定める事。 (平成19年12月18日揭示済)</p>	<p><b>奈良市告示第712号</b> 奈良市杏南老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。 平成19年12月18日 奈良市長 藤原 昭</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 奈良市杏町424番地の6 奈良市杏南老人憩の家</p> <p>2 指定管理者の所在地及び名称 奈良市杏町422番地 奈良市杏南町万年青年クラブ 会長 中川 俊之</p> <p>3 指定管理者の指定の期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで</p> <p>4 指定管理者が行う業務の範囲 (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。 (2) 奈良市杏南老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。 (3) 奈良市杏南老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。 (4) その他市長が定める事。 (平成19年12月18日揭示済)</p>
<p><b>奈良市告示第711号</b> 奈良市杏中老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。 平成19年12月18日 奈良市長 藤原 昭</p>	<p><b>奈良市告示第713号</b> 奈良市八条老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。 平成19年12月18日</p>

奈良市長 藤原 昭

平成19年12月18日

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市八条一丁目823番地  
奈良市八条老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市八条一丁目519番地  
奈良市九十九会万年青年クラブ  
会長 生嶋 洋児
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市八条老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
  - (3) 奈良市八条老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)

奈良市告示第714号

奈良市東之阪老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市東之阪町5番地の60  
奈良市東之阪老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市東之阪町37番地  
奈良市東之阪第一老友会  
会長 丸野 秀子
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市東之阪老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
  - (3) 奈良市東之阪老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)

奈良市告示第715号

奈良市田原老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市横田町191番地の1  
奈良市田原老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市別所町521番地  
奈良市田原地区万年青年クラブ連合会  
会長 浦西 弘
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市田原老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
  - (3) 奈良市田原老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)

奈良市告示第716号

奈良市狭川老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市西狭川町1088番地の1  
奈良市狭川老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市西狭川町647番地  
奈良市上狭川クラブ  
会長 植本 潔
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市狭川老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
  - (3) 奈良市狭川老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)

奈良市告示第717号

奈良市古市老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定に

より次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市古市町1482番地の2  
奈良市古市老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市古市町1253番地の1  
奈良市古市町梅クラブ  
会長 藤本 信男
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市古市老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
  - (3) 奈良市古市老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)

#### 奈良市告示第718号

奈良市大柳生老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市大柳生町1990番地  
奈良市大柳生老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市大柳生町1801番地  
奈良市大柳生地区万年青年クラブ連合会  
会長 今中 祥矩
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市大柳生老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
  - (3) 奈良市大柳生老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)

#### 奈良市告示第719号

奈良市柳生老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する

条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市興ヶ原町670番地の1  
奈良市柳生老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市邑地町2375番地  
奈良市柳生地区万年青年クラブ連合会  
会長 蔵垣 良積
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市柳生老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
  - (3) 奈良市柳生老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)

#### 奈良市告示第720号

奈良市梅園老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市紀寺町568番地の7  
奈良市梅園老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市紀寺町581番地の5 第19号 市営住宅404号  
奈良市紀寺宝寿会  
会長 丸野 親章
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市梅園老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。
  - (3) 奈良市梅園老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)

#### 奈良市告示第721号

奈良市西之阪老人憩の家の指定管理者を指定したので、

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市西之阪町5番地の1  
奈良市西之阪老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市西之阪町29番地 4-301号  
奈良市西寿クラブ  
会長 橋本 幸美
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。  
(2) 奈良市西之阪老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。  
(3) 奈良市西之阪老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)

#### 奈良市告示第722号

奈良市畑中老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市畑中町4番地の4  
奈良市畑中老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市船橋町15番地の4 301号  
奈良市宝寿会  
会長 井上 松子
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。  
(2) 奈良市畑中老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。  
(3) 奈良市畑中老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)

#### 奈良市告示第723号

奈良市石打老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市月ヶ瀬石打1171番地の1  
奈良市石打老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬石打409番地の2  
奈良市石打第二梅寿会  
会長 大白 利美
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。  
(2) 奈良市石打老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。  
(3) 奈良市石打老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)

#### 奈良市告示第724号

奈良市桃香野老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市月ヶ瀬桃香野1197番地  
奈良市桃香野老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬桃香野4627番地  
奈良市桃香野第三梅寿会  
会長 北本 義郎
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。  
(2) 奈良市桃香野老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。  
(3) 奈良市桃香野老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)



**奈良市告示第725号**

奈良市尾山老人憩の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市月ヶ瀬尾山348番地の3  
奈良市尾山老人憩の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬尾山252番地  
奈良市尾山第一梅寿会  
会長 西岡 武一
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市老人憩の家条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。  
(2) 奈良市尾山老人憩の家の利用承認及び利用制限に関する事。  
(3) 奈良市尾山老人憩の家の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)

**奈良市告示第726号**

奈良市田原老人軽作業場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市茗荷町1171番地  
奈良市田原老人軽作業場
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市別所町521番地  
奈良市田原地区万年青年クラブ連合会  
会長 浦西 弘
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市田原老人軽作業場の利用に関する事。  
(2) 奈良市田原老人軽作業場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(3) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)

**奈良市告示第727号**

奈良市並松老人軽作業場の指定管理者を指定したので、

奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市藺生町1861番地の7  
奈良市並松老人軽作業場
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市都祁南之庄町1009番地  
奈良市並松老人学級  
会長 小林 藤太郎
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市並松老人軽作業場の利用に関する事。  
(2) 奈良市並松老人軽作業場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(3) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日揭示済)

**奈良市告示第728号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成元年8月8日 第44-85号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
(1) 開発行為 平成19年12月18日 第1089号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市八条四丁目564番地の1、566番地、567番地、568番地、569番地、570番地の1、572番地の1、573番地の2、574番地の1、574番地の3、574番地の4、575番地、576番地の1、579番地の1、580番地の1、580番地の2、580番地の3、581番地の1、581番地の2、581番地の3、582番地の1、583番地の1、584番地の1、586番地の1、586番地の4、586番地の5、587番地の1、587番地の5、587番地の6、599番地、600番地の1、601番地の1、602番地の1、603番地の1及び744番地の2並びに奈良市八条町867番地
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府中央区島之内一丁目21番22号  
成田興産株式会社  
代表取締役 藤田真吾

(平成19年12月18日揭示済)

**奈良市告示第729号**



生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定に

より次のとおり告示します。  
平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

	施術者氏名	指定施術機関		変更年月日
		名称	所在地	
旧	井上 雅文	井上鍼灸院（井上 雅文）	奈良市六条西三丁目13-11	平成19年11月29日
新	井上 雅文	のぼる鍼灸整骨院（井上 雅文）	奈良市六条西三丁目13-11	
旧	田尾 幸雄、神橋 勝俊	神殿鍼灸整骨院（田尾 幸雄、神橋 勝俊）	奈良市神殿町303-1	平成19年11月1日
新	田尾 幸雄、神橋 勝俊	こどの整骨院（田尾 幸雄、神橋 勝俊）	奈良市神殿町303-1	

（平成19年12月18日掲示済）

奈良市告示第730号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準

用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。  
平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
井上 雅文		柔道整復	平成19年11月29日
のぼる鍼灸整骨院（井上 雅文）	奈良市六条西三丁目13-11		
山中 一史		柔道整復	平成19年11月27日
ヤマナカ整骨院（山中 一史）	奈良市花芝町8-3 大和ビル 1F		
中北 潤		柔道整復	平成19年12月1日
なかきた鍼灸整骨院（中北 潤）	奈良市法蓮町1080-1		

（平成19年12月18日掲示済）

奈良市告示第731号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止

した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。  
平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		廃止した施術の種類	廃止年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
野際 晶宏		はり・きゅう	平成19年11月1日
なかい整骨院（中井康司、野際晶宏）	奈良市東紀寺町二丁目1-1 西103		

（平成19年12月18日掲示済）

奈良市告示第732号

奈良市勤労者総合福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項

の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市佐保台西町115番地  
奈良市勤労者総合福祉センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市佐保台西町115番地  
財団法人奈良市勤労者福祉サービスセンター  
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市勤労者総合福祉センター条例第3条に規定する事業の実施に関する事。  
(2) 奈良市勤労者総合福祉センターの使用承認及び使用制限に関する事。  
(3) 奈良市勤労者総合福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日掲示済)

#### 奈良市告示第733号

奈良マーチャントシードセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市橋本町3番地の1  
奈良マーチャントシードセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市橋本町3番地の1  
財団法人奈良市商業振興センター  
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良マーチャントシードセンター条例第3条に規定する事業の実施に関する事。  
(2) 奈良マーチャントシードセンターの使用承認及び使用制限に関する事。  
(3) 奈良マーチャントシードセンターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日掲示済)

#### 奈良市告示第734号

なら工藝館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成

17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市阿字万字町1番地の1  
なら工藝館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市東寺林町38番地  
財団法人ならまち振興財団  
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) なら工藝館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。  
(2) なら工藝館個展展示コーナーの使用承認及び使用制限に関する事。  
(3) なら工藝館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(4) その他市長が定める事。

(平成19年12月18日掲示済)

#### 奈良市告示第735号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年12月18日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成19年12月18日
- 3 移動対象区域  
近鉄高の原駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域  
以下省略

(平成19年12月18日掲示済)

#### 奈良市告示第736号

奈良市ボランティアセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市法蓮町1702番地の1  
奈良市ボランティアセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市西大寺国見町二丁目14番地1号  
財団法人奈良キリスト教青年会  
代表 林 秀彦

3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市ボランティアセンター条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市ボランティアセンターの使用承認及び使用制限に関する事。
  - (3) 奈良市ボランティアセンターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。
- (平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第737号**

奈良市都祁福祉センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市蘭生町1922番地の8  
奈良市都祁福祉センター
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市三条大路一丁目9番10号  
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会  
会長 野崎 善男
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 奈良市都祁福祉センター条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
    - (2) 奈良市都祁福祉センターの使用承認及び使用制限に関する事。
    - (3) 奈良市都祁福祉センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
    - (4) その他市長が定める事。
- (平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第738号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

道路の種類	路線名	区間	延長
市道	大宮三条本	大宮町一丁目	L=225m

町線	12番5先から大宮町一丁目59番2先まで

(平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第739号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

道路の種類	路線名	区間	延長
市道	三条線(三条工区)	下三条町10番1先から油阪地方町10番1先まで	L=317m

(平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第740号**

奈良市梅の郷月ヶ瀬温泉の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市月ヶ瀬尾山2681番地  
梅の郷月ヶ瀬温泉
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬尾山2790番地  
月ヶ瀬商工会  
会長 小西 伸秀
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 梅の郷月ヶ瀬温泉の供用に関する事。
    - (2) 梅の郷月ヶ瀬温泉の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
    - (3) その他市長が定める事。
- (平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第741号**

奈良市母子福祉センター「母と子の家」の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市三条大路一丁目9番10号  
社会福祉法人奈良市社会福祉協議会  
会長 野崎 善男
- 2 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 3 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市母子福祉センター条例第2条の2に規定する事業の実施に関する事。  
(2) センターの使用承認及び使用制限に関する事。  
(3) センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(4) その他市長が定める事。  

(平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第742号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
  - 2 移動年月日  
平成19年12月19日
  - 3 移動対象区域  
近鉄西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第743号**

奈良市ならまちセンターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市東寺林町38番地  
奈良市ならまちセンター
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市東寺林町38番地  
財団法人ならまち振興財団  
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市ならまちセンター条例第5条に規定する事業の実施に関する事。

- (2) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市ならまちセンター市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
- (4) その他市長が定める事。  

(平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第744号**

入江泰吉記念奈良市写真美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市高畑町600番地の1  
入江泰吉記念奈良市写真美術館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市東寺林町38番地  
財団法人ならまち振興財団  
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 入江泰吉記念奈良市写真美術館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。  
(2) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の使用承認及び使用制限に関する事。  
(3) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の駐車場の供用に関する事。  
(4) 入江泰吉記念奈良市写真美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。  
(5) その他市長が定める事。  

(平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第745号**

奈良市音声館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市鳴川町32番地の1  
奈良市音声館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市東寺林町38番地  
財団法人ならまち振興財団  
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市音声館条例第3条に規定する事業の実施に関する事
  - (2) 奈良市音声館の使用承認及び使用制限に関する事
  - (3) 奈良市音声館の施設及び附属設備の維持管理に関する事
  - (4) その他市長が定める事
- (平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第746号**

奈良市ならまち振興館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市井上町11番地  
奈良市ならまち振興館
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市東寺林町38番地  
財団法人ならまち振興財団  
理事長 福井 重忠
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 奈良市ならまち振興館条例第3条に規定する事業の実施に関する事
    - (2) 奈良市ならまち振興館の施設及び附属設備の維持管理に関する事
    - (3) その他市長が定める事
- (平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第747号**

名勝大乘院庭園文化館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市高畑町1083番地の1  
名勝大乘院庭園文化館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市東寺林町38番地  
財団法人ならまち振興財団  
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市名勝大乘院庭園文化館条例第3条に規定する事業の実施に関する事
  - (2) 名勝大乘院庭園文化館の使用承認及び使用制限に関する事
  - (3) 名勝大乘院庭園文化館の施設及び附属設備の維持管理に関する事
  - (4) その他市長が定める事
- (平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第748号**

なら100年会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市三条宮前町7番1号  
なら100年会館
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市三条宮前町7番1号  
財団法人奈良市文化振興センター  
理事長 福井 重忠
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) なら100年会館条例第3条に規定する事業の実施に関する事
    - (2) なら100年会館(駐車場を除く。)の使用承認及び使用制限に関する事
    - (3) なら100年会館(駐車場を除く。)の施設及び附属設備の維持管理に関する事
    - (4) その他市長が定める事
- (平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第749号**

なら100年会館駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市三条宮前町7番1号  
なら100年会館駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市二条大路南一丁目1番30号  
奈良市市街地開発株式会社  
取締役社長 森本 正和
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで



- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) なら100年会館駐車場の供用に関する事。
  - (2) なら100年会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (3) その他市長が定める事。
- (平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第750号**

奈良市杉岡華郵書道美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市脇戸町3番地  
奈良市杉岡華郵書道美術館
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市脇戸町3番地  
財団法人杉岡華郵書道美術財団  
理事長 杉岡 正美
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 奈良市杉岡華郵書道美術館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
    - (2) 奈良市杉岡華郵書道美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
    - (3) その他市長が定める事。
- (平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第751号**

奈良市西部会館市民ホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市学園南三丁目1番5号  
奈良市西部会館市民ホール
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
神戸市中央区海岸通6番地  
国際ライフパートナー株式会社  
代表取締役 徳田 英治
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市西部会館市民ホール条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市西部会館市民ホールの使用承認及び使用制限

- に関する事。
- (3) 奈良市西部会館市民ホールの施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。
- (平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第752号**

奈良市美術館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市二条大路南一丁目3番1号  
奈良市美術館
  - 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市三条宮前町7番1号  
財団法人奈良市文化振興センター  
理事長 福井 重忠
  - 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
  - 4 指定管理者が行う業務の範囲
    - (1) 奈良市美術館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
    - (2) 奈良市美術館の使用承認及び使用制限に関する事。
    - (3) 奈良市美術館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
    - (4) その他市長が定める事。
- (平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第753号**

奈良市北部会館市民文化ホールの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市右京一丁目1番地の4  
奈良市北部会館市民文化ホール
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市三条宮前町7番1号  
財団法人奈良市文化振興センター  
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市北部会館条例第5条に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市北部会館市民文化ホールの使用承認及び使用

制限に関すること。

(3) 奈良市北部会館市民文化ホールの施設及び附属設備の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定めること。

(平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第754号**

奈良市都祁交流センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市都祁白石町1133番地  
奈良市都祁交流センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市都祁白石町1133番地  
財団法人奈良市都祁地域振興財団  
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市都祁交流センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 奈良市都祁交流センターの使用承認及び使用制限に関すること。
  - (3) 奈良市都祁交流センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定めること。

(平成19年12月19日揭示済)

**奈良市告示第755号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成19年10月17日 奈良市指令都整開 第07A-27号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
  - (1) 開発行為 平成19年12月20日 第1090号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市南田原町818番地の1及び819番地の1
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市横田町332-3  
吹ノ戸 勇

(平成19年12月20日揭示済)

**奈良市告示第756号**

奈良市ならまち格子の家の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市元興寺町44番地  
奈良市ならまち格子の家
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市中新屋町2番地の1  
社団法人奈良まちづくりセンター  
理事長 室 雅博
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市ならまち格子の家条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) 奈良市ならまち格子の家の利用制限に関すること。
  - (3) 奈良市ならまち格子の家の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定めること。

(平成19年12月20日揭示済)

**奈良市告示第757号**

なら奈良館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市東向中町28番地  
なら奈良館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市東向中町28番地  
特定非営利活動法人なら・観光ボランティアガイドの会  
理事長 藤川 光代
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) なら奈良館条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
  - (2) なら奈良館への入館手續に関すること。
  - (3) なら奈良館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
  - (4) その他市長が定めること。

(平成19年12月20日揭示済)

**奈良市告示第758号**

奈良市転害門前観光駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市手貝町14番地の1  
奈良市転害門前観光駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市高畑町1112番地の1  
財団法人奈良市駐車場公社  
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市転害門前観光駐車場の供用に関すること。  
(2) 奈良市転害門前観光駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。  
(3) その他市長が定めること。

(平成19年12月20日揭示済)

**奈良市告示第759号**

都祁温泉フィットネスバードの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市針町361番地  
都祁温泉フィットネスバード
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市針町361番地  
株式会社都祁総合開発  
代表取締役 井上 克己
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 都祁温泉フィットネスバードの供用に関すること。  
(2) 都祁温泉フィットネスバードの施設及び附属設備の維持管理に関すること。  
(3) その他市長が定めること。

(平成19年12月20日揭示済)

**奈良市告示第760号**

奈良市観光センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市上三条町23番地の4  
奈良市観光センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市上三条町23番地の4  
社団法人奈良市観光協会  
会長 谷井 勇夫
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市観光センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。  
(2) 奈良市観光センターの会議室の使用承認及び使用制限に関すること。  
(3) 奈良市観光センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。  
(4) その他市長が定めること。

(平成19年12月20日揭示済)

**奈良市告示第761号**

奈良市柳生の里観光施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市柳生の里観光施設  
(1) 奈良市柳生町155番地の1  
旧柳生藩家老屋敷  
(2) 奈良市柳生町337番地  
旧柳生藩陣屋跡  
(3) 奈良市柳生下町491番地  
柳生観光駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市柳生町155番地の1  
柳生観光協会  
会長 増田 勝男
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市柳生の里観光施設の入場及び制限に関すること。  
(2) 奈良市柳生の里観光施設の施設及び設備等の維持管理に関すること。  
(3) その他市長が定めること。

(平成19年12月20日揭示済)

**奈良市告示第762号**

奈良市月ヶ瀬観光会館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市月ヶ瀬長引21番地の8  
奈良市月ヶ瀬観光会館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬長引21番地の8  
財団法人月ヶ瀬梅浜保勝会  
理事長 田中 喜隆
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市月ヶ瀬観光会館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市月ヶ瀬観光会館の利用制限に関する事。
  - (3) 奈良市月ヶ瀬観光会館の施設及び展示物の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

(平成19年12月20日揭示済)

奈良市告示第763号

奈良市針テラス情報館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市針町345番地  
奈良市針テラス情報館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市都祁白石町1133番地  
財団法人奈良市都祁地域振興財団  
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市針テラス情報館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市針テラス情報館の使用承認及び使用制限に関する事。
  - (3) 奈良市針テラス情報館の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

(平成19年12月20日揭示済)

奈良市告示第764号

ロマントピア月ヶ瀬の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市月ヶ瀬長引707番地の10  
ロマントピア月ヶ瀬
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬長引707番地の10  
ロマントピア月ヶ瀬管理運営組合  
理事長 福北 文雄
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市農林漁業体験実習館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) ロマントピア月ヶ瀬の利用届の受理及び利用制限に関する事。
  - (3) ロマントピア月ヶ瀬の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (4) その他市長が定める事。

(平成19年12月20日揭示済)

奈良市告示第765号

奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市月ヶ瀬尾山2763番地の14  
奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬尾山2763番地の14  
奈良市月ヶ瀬ふるさと振興公社  
理事長 田中 喜隆
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関する事。
  - (2) 奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関する事。
  - (3) その他市長が定める事。

(平成19年12月20日揭示済)

奈良市告示第766号

奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水



産物処理加工施設の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市針ヶ別所町1025番地  
奈良市都祁農畜産物処理加工施設  
奈良市都祁農林水産物処理加工施設
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市都祁白石町1133番地  
財団法人 奈良市都祁地域振興財団  
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成22年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 農産物加工センターの利用届の受理及び利用制限に関すること。  
(2) 農産物加工センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。  
(3) その他市長が定めること。

(平成19年12月20日揭示済)

#### 奈良市告示第767号

梅の里ふれあい館の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市月ヶ瀬尾山106番地の1  
梅の里ふれあい館
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市月ヶ瀬尾山2847番地の2  
尾山自治会  
会長 石本 久尚
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 梅の里ふれあい館の利用届の受理及び利用制限に関すること。  
(2) 梅の里ふれあい館の施設及び附属設備の維持管理に関すること。  
(3) その他市長が定めること。

(平成19年12月20日揭示済)

#### 奈良市告示第768号

はなはなビレッジの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市荻町27番地の1  
はなはなビレッジ
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市荻町27番地の1  
上荻観光農園組合  
組合長 吉本 文孝
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) はなはなビレッジの利用届の受理及び利用制限に関すること。  
(2) はなはなビレッジの施設及び附属設備の維持管理に関すること。  
(3) その他市長が定めること。

(平成19年12月20日揭示済)

#### 奈良市告示第769号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可をしたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月20日

奈良市長 藤原 昭

- 1 名称  
西大寺竜王町一・二丁目自治会
- 2 規約に定める目的  
本会は、規約第4条に定める区域における住民相互の連絡、環境の整備、本会所有施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、そのための不動産又は不動産に関する権利等を保有する。  
本会は、規約第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 会員相互の親睦・交流のための健康づくり及び社会見学会  
(2) 町内一斉清掃美化作業  
(3) 自主防災・防犯活動  
(4) 老人会、子ども会、婦人会、竜王神社奉賛会、各活動の育成協力  
(5) 不動産等の維持管理  
(6) 他団体との地域間交流事業  
(7) その他本会の目的を達成するために必要な事業

- 3 区域  
奈良市西大寺竜王町一・二丁目全域及び西大寺新池町1番10号、11号、12号とする。

- 4 事務所  
奈良市西大寺竜王町一丁目1番4号



- 5 代表者の氏名及び住所  
中川 幸治  
奈良市西大寺竜王町一丁目1番4号
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務  
代行者の選任の有無  
いずれもなし
- 7 代理人の有無  
なし
- 8 規約に定めた解散の事由  
本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用  
する民法第68条第1項第3号及び第4号並びに同条第2  
項第2号の規定によるほか、総会において正会員総数の  
4分の3以上の議決を経て解散する。
- 9 認可年月日  
平成19年12月20日  
(平成19年12月20日揭示済)

**奈良市告示第770号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項にお  
いて準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画  
（奈良国際文化観光都市建設計画）高度地区を変更しまし  
たので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第  
1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項に  
おいて準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計  
画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画課におい  
て公衆の縦覧に供します。  
平成19年12月21日  
奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）高度  
地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
奈良市あやめ池北一丁目及びあやめ池北二丁目の各一  
部  
(平成19年12月21日揭示済)

**奈良市告示第771号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項にお  
いて準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画  
（奈良国際文化観光都市建設計画）防火・準防火地域を変  
更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法  
第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条  
第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当  
該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画  
課において公衆の縦覧に供します。  
平成19年12月21日  
奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火・  
準防火地域
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

奈良市あやめ池北一丁目の一部  
(平成19年12月21日揭示済)

**奈良市告示第772号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規  
定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）  
地区計画を決定しましたので、同法第20条第1項の規定に  
より次のとおり告示し、同法第20条第2項の規定により当  
該都市計画の図書を奈良市都市整備部都市計画室都市計画  
課において公衆の縦覧に供します。  
平成19年12月21日  
奈良市長 藤原 昭

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称  
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区  
計画  
あやめ池遊園地跡地地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域  
奈良市あやめ池北一丁目、あやめ池北二丁目及びあや  
め池北三丁目の各一部  
(平成19年12月21日揭示済)

**奈良市告示第773号**

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良  
市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域  
内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管し  
たので、同条例第10条第1項の規定により告示します。  
平成19年12月21日  
奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由  
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日  
平成19年12月21日
- 3 移動対象区域  
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略  
(平成19年12月21日揭示済)

**奈良市告示第774号**

奈良市総合医療検査センターの指定管理者を指定したの  
で、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に  
関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の  
規定により次のとおり告示します。  
平成19年12月21日  
奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市柏木町519番地の5  
奈良市総合医療検査センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市柏木町519番地の7  
社団法人奈良市医師会  
会長 北岡 孝

- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 奈良市総合医療検査センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 奈良市総合医療検査センターの施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。  
(平成19年12月21日揭示済)

**奈良市告示第775号**

奈良市営JR奈良駅第1駐車場及び奈良市営JR奈良駅第2駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月21日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市三条本町8番1号  
奈良市営JR奈良駅第1駐車場  
奈良市三条本町18番地の1  
奈良市営JR奈良駅第2駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市二条大路一丁目1番30号
- 3 供用を開始する排水施設の位置

奈良市市街地開発株式会社  
取締役社長 森本 正和

- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
- (1) 駐車場の供用に関すること。
- (2) 駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。  
(平成19年12月21日揭示済)

**奈良市告示第776号**

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成19年12月25日から2週間、本市建設部下水道室下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成19年12月25日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日  
平成20年1月8日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域  
奈良市西大寺北町三丁目、西大寺北町四丁目、西大寺野神町二丁目、四条大路三丁目、柴屋町及び山町の各一部

管渠番号	起 点	終 点
あやめ池北幹線-112	奈良市西大寺北町三丁目396-3	奈良市西大寺北町四丁目445-1
あやめ池北幹線-113	奈良市西大寺北町四丁目450-1	奈良市西大寺北町四丁目438-1
あやめ池北幹線-114	奈良市西大寺北町四丁目448-1	奈良市西大寺北町四丁目444-1
西大寺南幹線-216	奈良市西大寺野神町二丁目1792-2	奈良市西大寺野神町二丁目1784-1
西大寺南幹線-217	奈良市西大寺野神町二丁目1784-1	奈良市西大寺野神町二丁目1784-10
西大寺南幹線-218	奈良市西大寺野神町二丁目1786-1	奈良市西大寺野神町二丁目1781
都跡幹線-288	奈良市四条大路三丁目96-1	奈良市四条大路三丁目1046
帯解幹線-147	奈良市柴屋町206-2	奈良市柴屋町172
帯解幹線-148	奈良市柴屋町174	奈良市山町61
帯解幹線-149	奈良市柴屋町190	奈良市柴屋町204-1
帯解幹線-150	奈良市山町61	奈良市山町60-5
帯解幹線-151	奈良市柴屋町174	奈良市柴屋町187-1
帯解幹線-152	奈良市柴屋町181	奈良市柴屋町176
帯解幹線-153	奈良市山町61	奈良市山町86-1
帯解幹線-154	奈良市山町81	奈良市山町65-2

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別  
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称  
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター  
(平成19年12月25日揭示済)

**奈良市告示第777号**

国税徴収法(昭和34年法律第147号)第129条第2項の規定に係る充当通知書については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、国税通則法第14条(昭和37年法律第66号)の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成19年12月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 送達すべき文書  
充当通知書
- 2 送達を受けるべき者  
省略

(平成19年12月25日揭示済)

**奈良市告示第778号**

奈良市立柳生診療所、奈良市立田原診療所の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市邑地町2786番地  
奈良市立柳生診療所  
奈良市横田町336番地の1  
奈良市立田原診療所
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
東京都千代田区平河町二丁目6番3号  
社団法人 地域医療振興協会  
理事長 吉新 通康
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成23年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市立診療所設置条例第2条に規定する業務の実施に関すること。  
(2) 奈良市立柳生診療所及び奈良市立田原診療所の施設及び附属設備の維持管理に関すること。  
(3) その他市長が定めること。

(平成19年12月25日揭示済)

**奈良市告示第779号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年12月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号  
平成19年11月8日 奈良市指令都整開 第07A-35号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号  
(1) 開発行為 平成19年12月25日 第1091号
- 3 開発区域に含まれる地域  
奈良市四条大路南町577番地の2、578番地、582番地の6及び1008番地
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
奈良市大安寺7丁目21-18  
泉谷 安治

(平成19年12月25日揭示済)

**奈良市告示第780号**

奈良市営西部会館駐車場の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月25日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市学園南三丁目1番5号  
奈良市営西部会館駐車場
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市二条大路南一丁目1番30号  
奈良市市街地開発株式会社  
取締役社長 森本 正和
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲  
(1) 奈良市営西部会館駐車場の供用に関すること。  
(2) 奈良市営西部会館駐車場の施設及び附属設備の維持管理に関すること。  
(3) その他市長が定めること。

(平成19年12月25日揭示済)

**奈良市告示第781号**

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条第1項の規定により、奈良県収用委員会から次のとおり添付書類の一部を省略して裁決の申請があった旨の通知がありましたので、同条第2項の規定により告示します。

平成19年12月26日

奈良市長 藤原 昭

- 1 起業者の名称  
奈良県
- 2 事業の種類

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業

3. 2. 100号三条菅原線

3 裁決申請のあった日

平成19年12月19日

4 裁決の申請にかかる土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
奈良県奈良市四条大路一丁目	792番1	宅地	宅地

(平成19年12月26日揭示済)

奈良市告示第782号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年12月26日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	生駒郡斑鳩町龍田北六丁目2番6号
申請者氏名	久保 茂
道路の位置	奈良市若葉台四丁目242番5の一部、242番11の一部及び242番13
道路の幅員	最大5.00m 最小5.00m
道路の延長	33.04m
指定年月日	平成19年12月26日
指定番号	第19016号

(平成19年12月26日揭示済)

奈良市告示第783号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年12月26日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市西大寺北町一丁目7番8号	奈良市四条大路二丁目2番13号
申請者氏名	株式会社 三木ホーム 代表取締役 三木 里子	有限会社 いこま住研 取締役 生駒 堅治

道路の位置	奈良市あやめ池北三丁目1070番11の一部、1070番16及び1139番5の一部
道路の幅員	最大6.05m 最小4.00m
道路の延長	34.63m
指定年月日	平成19年12月26日
指定番号	第19011号

(平成19年12月26日揭示済)

奈良市告示第784号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、住居表示を実施すべき区域及び期日並びに当該区域における住居表示の方法、街区符号及び住居番号を次のように定めたので、同条第3項の規定により告示します。

平成19年12月26日

奈良市長 藤原 昭

- 1 実施区域 別図のとおり
- 2 実施期日 平成20年2月4日
- 3 住居表示の方法 街区方式
- 4 街区符号及び住居番号については、実施期日以降、奈良市市民生活部市民課において閲覧に供します。

別図省略

(平成19年12月26日揭示済)

奈良市告示第785号

奈良市防災センターの指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号）第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成19年12月26日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者を指定する公の施設  
奈良市八条五丁目404番地の1  
奈良市防災センター
- 2 指定管理者の所在地及び名称  
奈良市八条五丁目404番地の1  
財団法人奈良市防災センター  
理事長 福井 重忠
- 3 指定管理者の指定の期間  
平成20年4月1日から平成25年3月31日まで
- 4 指定管理者が行う業務の範囲
  - (1) 奈良市防災センター条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
  - (2) 奈良市防災センターの使用承認及び使用制限に関する事。
  - (3) 奈良市防災センターの施設及び附属設備の維持管理に関する事。

(4) その他市長が定めること。  
(平成19年12月26日揭示済)

**奈良市告示第786号**

奈良市観光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第17号）第3条の3第2項の規定により次のとおり臨時に開場します。

平成19年12月27日  
奈良市長 藤原 昭

施設名	臨時に開場する日・時間
奈良市転害門前観光駐車場	平成19年12月31日（月）午後8時～平成20年1月1日（祝）午前8時

(平成19年12月27日揭示済)

**奈良市告示第787号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関として平成19年12月1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成19年12月28日  
奈良市長 藤原 昭

薬局の名称	薬剤師	所在地
ゆうき薬局	平野 由美子	奈良市東紀寺町二丁目10-12

(平成19年12月28日揭示済)

**奈良市告示第788号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関がその指定を辞退したので、次のとおり告示します。

平成19年12月28日  
奈良市長 藤原 昭

薬局名	所在地	辞退年月日
有愛薬局	奈良市今小路町23番地	平成19年10月31日

(平成19年12月28日揭示済)

**奈良市告示第789号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年12月28日  
奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成19年8月24日 奈良市指令都整開 第07A-24号  
平成19年11月28日 奈良市指令都整開 第07A-24-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成19年12月28日 第1092号  
(2) 公共施設 平成19年12月28日 第475号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市宝来四丁目916番地、917番地の1、963番地の1、963番地の3及び964番地の1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区上野七丁目14番4号  
大和情報サービス株式会社  
代表取締役 坂倉 正宏

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 道路  
奈良市宝来四丁目916番地の一部、963番地の3の一部及び964番地の1の一部

(平成19年12月28日揭示済)

**奈良市告示第790号**

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。

平成19年12月28日  
奈良市長 藤原 昭

1 変更の年月日

平成20年2月4日

2 街区の区域

(1) 西千代ヶ丘三丁目の一部

別図1を別図2に示すとおり変更します。

別図1及び2省略

(平成19年12月28日揭示済)